

小牧市民まつりマスコットキャラクター「きっちゃん」着ぐるみ貸出し要領

[平成24年6月6日]

1 趣旨

この要領は、行事、イベント等への小牧市民まつりマスコットキャラクター「きっちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

2 貸出条件等

(1) 貸出対象者

市内に活動の本拠を置く各種団体、企業その他小牧市民まつり実行委員会会長が適当と認めた者とする。

(2) 貸出承認条件

- ①法令及び公序良俗に反しないこと。
- ②特定の政治、思想若しくは宗教、又は営利の活動に利用しないこと。
- ③小牧市民まつり以外のマスコットとして使用しないこと。
- ④小牧市の品位を傷つけるような使用をしないこと。

(3) 貸出期間

原則として、一週間以内とする。

3 利用手続き

(1) 貸出承認の申込方法

着ぐるみ貸出し希望日の7日前までに、「きっちゃん着ぐるみ貸出承認申込書」（様式第1）に必要事項を記入し、小牧市民まつり実行委員会事務局（小牧市地域活性化営業部シティプロモーション課）へ持参、郵送、FAX又はEメールにて提出することとする。ただし、市主催の行事、イベント等に係る貸出しについては、書面による申し込みを省略することができるものとする。

(2) 審査、承認

貸出し利用を承認したときは、「きっちゃん着ぐるみ貸出承認書」（様式第2）を貸出申込者に交付するものとする。ただし、市主催の行事、イベント等に係る貸出しについては、書面による承認を省略することができる。

4 留意事項

- (1) 着ぐるみの利用に当たって必要となる搬出入費、スタッフ人件費等は利用者の負担とすること。
- (2) 利用の際に着ぐるみに損傷を生じさせた場合は、その損傷は利用者の責任において修理又は修復をすること。なお、通常の利用により生ずると認められる損耗については、この限りでない。また、修理又は修復が困難な状態まで損傷した場合は、利用者が代替物作成費用を負担すること。
- (3) 着ぐるみの利用に際しては、常に周囲の安全等に留意し、利用に当たって発生した事故等については、利用者の責任において適切に処理すること。
- (4) 着ぐるみの改造はしないこと。
- (5) 虚偽の申請により着ぐるみを利用しようとする者又は上記条件に反する者が主催する行事等に対しては、貸出しを行わない。

附 則

この要領は、平成24年 6月 6日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。

様式第1

きっちゃん着ぐるみ貸出承認申込書

年 月 日

(あて先) 小牧市民まつり実行委員会会長

<申請者> 住所 〒

氏名

(名称及び代表者)

担当者

連絡先 (TEL)

(FAX)

(Eメール)

きっちゃん着ぐるみの貸出しを下記のとおり申込みます。

なお、着ぐるみの利用については、小牧市民まつりマスコットキャラクター「きっちゃん」貸出し要領に従い、利用の諸条件に違反した場合又は小牧市民まつり実行委員会会長が必要と認めた場合は、利用方法の変更又は承認の取消しを受けても異議を申しません。

事業名称	
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
利用場所	
事業概要	
参加者数	
利用方法	

<添付書類>

○行事のチラシ(案)等の原本又は写し

※必要に応じて事業企画書、実施団体の組織概要書の提出を求めます。

様式第2

きっちゃん着ぐるみ貸出承認書

年 月 日

様

小牧市民まつり実行委員会会長



この度申込のありましたきっちゃん着ぐるみの貸出しについて、下記のとおり承認します。

1 事業名称

2 貸出期間

3 利用にあたっての留意事項

- (1)雨が降るおそれのある日は使用しないでください。
- (2)グランドが濡れている場所では使用しないでください。
- (3)酔っている人が多数いる、又は泥酔者がいる会場では使用しないでください。
- (4)飲酒した人は危険なため着ぐるみを着用しないでください。
- (5)おおむね身長160cm以上の方が着用してください。
- (6)マスコットのイメージを保つため、着ぐるみ着用時は声を出さず、また公衆の面前での着脱は行わないでください。
- (7)視野が十分でないため、補助者が回りを確認し安全に留意してください。万が一事故が発生した場合は、事故による責任は一切借主の責任となります。
- (8)次回以降の使用に支障をきたす破損が生じた場合は、借主の責任において修復していただきます。
- (9)使用後は、シャツ等の洗濯及び着ぐるみの消臭を行ってから返却してください。

担当 小牧市民まつり実行委員会事務局（シティプロモーション課）

電話 0568-76-1173（直）